

項目	シートNO	取組目標	今後の方策	具体的な取組内容	会議・時期	検討結果
市民と協働した開かれた議会	<b>積極的な情報公開と市民への説明責任</b>					
	1	議会の会議及び決定した事項について、積極的に市民に公開・情報発信し、開かれた議会・透明性のある議会を実現する。	常任委員会（議案審査）・議員協議会のインターネット中継実施	・インターネット中継の対象に常任委員会議案審査、議員協議会を追加することについて、費用対効果等検討する ・資料等の市議会ホームページでの公開を検討する	議運③ 2021.2	・令和3年10月から中継する会議の対象に議員協議会を追加
			傍聴者用議案関係資料等の提供	・執行部と調整の上、閲覧用議案関係資料の設置を検討する	議運② 2020.12	・令和2年12月定例会から傍聴席南側入口で配布又は閲覧用資料を設置
	2	市民に対する説明責任を全うするため、議会活動の中で積極的に機会を捉えて説明を行う。	議会懇談会開催方法の見直し	(・市民の周知を促すような周知方法、または開催方法の再検討を行う)	議運⑤ 2021.6	・コロナの状況を考慮し、令和2年度及び令和3年度は中止 ・令和4年度及び令和5年度は状況を見据えて通常の方法で開催とし、難しい場合はオンライン開催など新たな手法を改めて検討
	<b>市民意思の把握と反映</b>					
	3	議会自ら市民と意見交換する機会を設け、多様な意見を把握する。	一般会議の実施に向けた検討	—	—	—
			関係団体等懇談会の実施	(・関係団体等懇談会の積極的な実施)	議運⑤ 2021.6	・議会懇談会開催検討に同じ
		市民が議会において意見を陳述する制度を活用する。	請願及び陳情者による意見陳述の機会の付与	—	—	—
	<b>審議及び審査の質の向上</b>					
	4	一問一答方式の採用や反問を認め、議会と市長等が論点を明確にし、対等な関係で政策論議を行う。	一問一答方式の確立	(・一問一答方式は概ね認識され円滑に運用されているので、引き続き確立に努める)	継続	—
反問権の付与			(・論点の明確化のため、今後も必要に応じ反問権の行使を認める)	継続	—	
5	政策等の形成過程の説明や資料を求め、審議及び審査の質を高める。 新たな議決項目の必要性について検討する。	重要施策に対する説明要求の実施	(・必要に応じ、重要施策に対する説明要求をすることができるよう、事前の情報等について執行部と共有できるよう取り組むべき)	継続	—	
		議決項目の見直し	・議決項目の見直しについて協議・対応する	議運④ 2021.3	・時間をかけて研究すべき事項で検討を継続	
6	委員会による的確な市民意見の把握と市政への適切な政策提言を行い、委員会活動の活性化と活発化を図る。	必要に応じた継続調査の実施	(・今後も更なる委員会活動の活性化に取り組むべく、必要に応じ継続調査を実施する)	継続	—	
		参考人及び公聴会制度の活用	—	—	—	
公平性と透明性ある議会	<b>規律の遵守と公平性・透明性の確保</b>					
	7	立候補する議員の目指す議会の姿を明確にすべく所信表明を行う。	正副議長立候補者の目指す議会像の表明実施	(・所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、よって市民に開かれた議会を実現するため、引き続き立候補制及び所信表明を実施する)	継続	・令和4年2月臨時会においても先例に基づき実施予定
	8	会派の位置付けを明確にする。	会派理念・活動内容等の公開（HP等）	(・HPへ会派理念を改めて掲載することについてR2.7.28会派代表者会議にて決定し、近日公開予定)	継続	・令和2年8月掲載済
	9	会派及び議員は、政務活動費を適切に執行するとともに、市民に対し、使途や費用対効果について説明責任を果たす。	政務活動費の公表	—	—	—
			政務活動費の見直し	—	—	—
	10	条例を遵守し、常に政治倫理の向上に努める。	政治倫理条例研修の実施	(2020.2～2021.1) ・議員全員が改めて政治倫理条例について学ぶ機会を設け、理解を深める ・市民の代表者及び奉仕者として、信頼に値する倫理性を自覚し品位を保持する	実施済 (R2.2) 議員研修会	・令和2年2月実施済
11	市民の意見等を十分考慮し、議員定数及び議員報酬の適正化に努める。	議員定数及び議員報酬等のあり方の検討	・議会懇談会等において、議員定数や議員報酬について報告し、議員定数及び議員報酬等のあり方について広く意見を聴取すべき ・議員定数及び議員報酬等を適正化するとともに、議員の身分及び待遇に関する事項について研究・検討を行う。	議運⑤・⑥ 2021.6～ 2021.10	・検討の実施は後期へ見送り	
<b>議会活動・議員活動原則の遵守</b>						
12	議会は市民を代表する議事機関であり、議員は市民に選ばれた代表者であることを常に自覚し、議会及び議員としての責務を果たす。	議決機関・監視機関としての責務の再認識	(・議員各自が活動原則を再確認し、議決機関及び監視機関の機能を十分発揮するとともに、市民に開かれた議会運営を実現させる)	継続	—	
体制の強化及び充実に資する施策の推進	<b>政策立案機能の強化</b>					
	13	議員の資質、政策形成能力、政策立案能力向上のため、積極的に議員研修を行う。	議員研修の充実	—	—	—
	14	議員の政策形成能力等の向上のため、議会事務局の調査機能及び法務機能を強化する。	職員の調査・研究活動環境の整備	(・議会運営に係る参考図書の実践に努める)	継続	・オンライン研修の参加、インターネット配信の聴講、他市議会に対する書面照会での情報収集
			事務局職員の研修強化	(・知識を深めるとともに実践力を高めるため、研修会等に積極的に参加し研鑽に励む)	継続	
15	政策形成等の調査研究に資するための図書の充実及び市民に開かれた図書室運営を行う。	議会図書室の蔵書充実・整理	・現状把握と図書室のあり方を検討する	議運① 図書委員会	・常時間閲覧できる環境を確保するため、室内整理を実施	
		市民利活用のための環境整備	・広く市民が利用することを想定し、蔵書の充実、閲覧環境の整備を図る	議運① 図書委員会	・図書室の蔵書充実を実施せず、新図書館の利用を促す ・整備したい定期刊行物等は、予算の範囲内で購入	
<b>検証・評価と改善に向けた見直し</b>						
16	市民意見を反映する開かれた議会を目指すべく、必要に応じ基本条例の検証と見直しの検討を行う。	議会改革や議会運営に係る実施計画の作成と運用	(・評価・検証結果に基づく実施計画を作成し、進捗管理を行う)	継続	・前期推進計画の中間評価	
		議会基本条例の検証と評価	(・今後も必要に応じ、継続して検証・評価を実施し、結果を公表する)	継続	・後期推進計画の作成	

実施計画策定時に前期間から実施すべきとした項目

前期実施計画としての明記はないが継続して実施すべき項目